

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案の概要

1 趣旨

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 30 号）の施行に伴い、並びに同法及び関係法律の規定に基づき、所要の規定の整備等を行う。

2 政令の廃止

社会・地域貢献基金の廃止に伴い、日本郵政株式会社法施行令（平成 18 年政令第 144 号）を廃止する。

3 政令の整備

郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）等の関係政令について、所要の規定の整備を行う。

（整備の内容）

- ① 郵便局株式会社の商号が日本郵便株式会社となり、また、郵便事業株式会社が解散すること等に伴い、関係政令中、「郵便局株式会社」、「郵便事業株式会社」の用語を改める等、関係政令について所要の規定の整備等を行う。
- ② 他の一般の金融機関のない市町村にその主たる事務所が所在する市町村について、郵便貯金銀行を、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として指定することができることとする措置を講ずる。
- ③ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律を施行するために必要な経過措置を規定する。
- ④ その他所要の規定の整備等を行う。

4 施行期日

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日。ただし、一部の規定については、公布の日。）